

# 港地区体育振興会規約

## 第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 この会は平塚市港地区体育振興会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は会長宅に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は、港地区内における体育レクリエーションの普及振興ならびに、その発展向上を図り、健康で明るい地域社会づくりを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)各種スポーツ大会ならびに、レクリエーション等の開催。
- (2)港地区内スポーツならびに、レクリエーション団体等の組織化とその育成。
- (3)その他、目的達成のための事業の開催。

## 第3章 組織

(組織)

第5条 この会の会員は、港地区内に住居するすべての住民をもって組織する。

## 第4章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、会計2名  
書記2名、広報2名、評議員若干名、理事若干名、会計監査2名  
顧問若干名

(役員の選出)

第7条 この会の役員の選出は、次の通りとする。

- (1)会長、副会長、会計は推薦委員会において推薦し、総会で承認する。  
(推薦委員会は、各自治会会长および体振理事2名をもって構成する)
- (2)書記、広報は会長推薦による。
- (3)理事は、各自治会体育関係部長、スポーツ推進委員および会長推薦者若干名とする。

(4)評議員は各自治会会长、各種目別代表、青少年を守る会代表、公民館運営委員代表、社会福祉協議会代表、小学校PTA会長、中学校PTA会長、青少年指導員代表、青少年補導員、子ども会育成会代表、少年野球指導者代表があたる。

(5)会計監査は、総会において選出する。

(6)顧問は、総会において推薦する。

#### (役員の任務)

**第8条** この会の役員の任務は、次の通りとする。

(1)会長は、この会を代表し、会務を総括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

(3)会計は、この会の経理事務にあたる。

(4)書記は、この会の総務にあたる。

(5)広報は、この会の『体振だより』の編集等、広報活動にあたる。

(6)理事は、この会の事業企画立案および事業運営にあたる。

(7)評議員は、この会の総会に出席し、審議事項について審議決定にあたる。

(8)会計監査は、この会の経理を監査する。

(9)顧問は、この会の運営について指導、助言にあたる。

#### (役員の任期)

**第9条** この会の役員の任期は2年とし再任は妨げない。但し役員に欠損を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

### 第5章 会議

#### (会議の招集)

**第10条** この会の会議は、総会、理事会および役員会とし、会長が招集する。

#### (総会)

**第11条** 総会は、役員および評議員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

(1)事業報告および決算報告の審議、承認に関する事。

(2)事業計画および予算の審議、承認に関する事。

(3)役員の承認に関する事。

(4)会則の改廃に関する事。

(5)その他、会長が必要と認めた事項の審議、承認に関する事。

#### (理事会)

**第12条** 理事会は、会長、副会長、会計、書記、広報、理事をもって構成し、次の事項を審議、執行する。

(1)事業計画および収支予算の立案に関する事。

(2)各種事業の執行、運営に関する事。

(3)その他、この会の運営に関する事。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、広報をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1)理事会および総会の開催に必要な事項に関する事。
- (2)この会の運営および活動に必要な事項に関する事。
- (3)その他、会長が必要と認める事項の審議に関する事。

## 第6章 会 計

(経費)

第14条 この会の経費は、市委託料、助成金、寄附金、その他の収入をもって、これに当てる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(付記)

- ・昭和43年5月18日 施行
- ・昭和45年5月10日 一部改正
- ・昭和54年5月26日 一部改正
- ・昭和59年5月31日 一部改正
- ・昭和62年4月28日 一部改正
- ・平成2年5月19日 一部改正
- ・平成10年4月28日 一部改正